

第 5 章 特殊災害対策計画

第5章 特殊災害対策計画

第1節 地震災害対策計画

第1 基本方針

- 1 町及び防災関係機関は、地震による災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめその組織体制及び動員体制について、計画を定める。
- 2 職員の動員の計画においては、夜間、休日等の勤務時間における災害の発生した場合でも職員を確保できるよう配慮する。
- 3 震災時における災害応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部間における人員面での協力体制を確立する。
- 4 災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、町及び防災関係機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。
また、震災時における各災害応急対策の実施に係る関係業者・団体との協力体制の強化を図る。
- 5 町は、退職者や民間人材等の活用も含め、災害応急対策等の実施に必要な人員の確保に努める。
- 6 町は、円滑な災害応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。

第2 断層と地震活動

町内には、矢巾町和山付近から胆沢町駒込付近までの約 62 kmに渡り、北上低地西縁断層帯が存在する。

近年においては活動していないが、過去 3 万年間に少なくとも 2 回、最新は 4,500 年前頃に活動したと推定される。将来想定される地震の規模は、M7.8 程度とされている。

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9）により、当町は震度 5 弱を観測し、停電や電話の不通等のライフラインへの被害により、町民生活にも大きな影響があった。

第3 地震被害の想定

県では、平成 9 年度に地震による被害想定調査を実施しており、本町の地震被害想定についても、同調査の結果を参考とするほか、海溝型地震については平成 23 年度東北地方太平洋沖地震及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

1 想定地震の設定

過去の被害地震に関する資料をもとに、本県に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型 2 地震、海溝型 2 地震について検討が行われている。

〔資料編 1－6－2 紫波町の地質〕

第4 町の活動体制

1 本部の設置及び活動

町は、町内に地震が発生、又は発生するおそれがある場合は、その所掌業務に係る災害応急対策を実施するため、第 3 章第 1 節「活動体制計画」に定めるところにより、災害警戒本部、又は災害対策本部を設置し、防災関係機関の協力を得て応急活動を実施する。

2 通信連絡確保対策

(1) 通信連絡手段の確保

町本部長その他の防災関係機関は、災害時においても通信が確保することができるよう、要員及び資機材の確保に努める。

通信途絶時には、アマチュア無線との連携及び車両を用いた連絡手段等、様々な手段を用いて通信手段の確保に努める。

(2) 移動無線、携帯無線の活用

有効適切な通信連絡体制を確保するため、関係機関保有の移動無線、携帯無線等の活用を図る。

保有する無線機については第3章第3節「通信情報計画」に定めるところによる。

3 広報活動

地震及びこれに伴う災害に対する住民の不安を解消するため、町本部長は第3章第5節「広報広聴計画」に定めるもののほか、必要により次の事項について広報活動に努めるものとする。

(1) 広報内容

ア 地震に関する情報

イ 避難場所等

ウ 医療救護所の開設状況

エ 給食、給水実施状況

オ 衣料、生活必需品等供給状況

カ 電気、水道の状況

キ 道路情報

ク その他の情報（公共土木施設等の被害、復旧状況等）

(2) 広報の方法

住民への広報の方法は、第3章第5節「広報広聴計画」に定めるところによる。

4 建築物の安全対策

町本部長は、被災建築物の倒壊等による二次被害を防止するため、第3章第19節「応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画」で定める被災宅地危険度判定のほか、建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、県本部長に対し、建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

(1) 応急危険度判定士の業務

応急危険度判定士は、次により建築物の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

ア 主として目視等により被災建築物を調査する。

イ 建築物の被害程度に応じて、「危険」、「要注意」、「調査済」の3区分に判定する。

ウ 判定結果は、建築物の所有者の注意を喚起できる場所に表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険	赤紙を貼る。
要注意	黄紙を貼る。
調査済	緑紙を貼る。

(2) 町本部長の措置

町本部長は、応急危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- ア 優先して応急危険度判定を行う必要のある地区、建築物の選定
- イ 地図の提供
- ウ その他応急危険度判定活動に要する資機材の提供

5 その他の応急対策

この計画に定めるものの他、各事項については、第3章「災害応急対策計画」の各節に定めるところにより、各応急対策を実施するものとする。

第1－2節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1 推進の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号、以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町における地震防災対策の推進を図る事を目的とする。

第2 岩手県内の推進地域

法第3条の規定に基づき指定された岩手県の推進地域の区域は、次のとおりである。
（令和4年10月3日内閣府告示第99号）

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

町の地震防災に関し、本町を管轄する地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下この節において「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第5節「防災関係機関の責務及び業務の大綱」に定めるところによる。

第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

1 整備方針

- (1) 町は、施設整備の年次計画に当たっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順番及び方法について考慮する。
- (2) 町は、施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施を考慮する。

2 整備計画の策定に当たって留意する事項

- (1) 具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定する。
- (2) 施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮する。
- (3) 積雪寒冷地の特性を踏まえ策定する。
- (4) 施設整備等に関する計画は、災害応急対策と十分調整の取れたものとする。

3 整備すべき施設等

町が所有する施設について、地震防災対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- (2) 避難場所
 - ア 積雪寒冷地の特性を踏まえ、必要に応じて、屋内空間を備えた避難場所の整備を行う。
 - イ 地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される地域において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策に取り組む。
- (3) 避難経路

必要に応じて、積雪等に配慮した避難経路の整備を行う。
- (4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設、その他の消防施設
 - ア 消防団による誘導のための拠点施設
 - イ 紫波消防署庁舎等

- ウ 消防の用に供する自家発電設備
- エ 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両又は資機材
- オ 消防救急無線(デジタル無線に係る物に限る。)
- カ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災のため特に必要と認められる消防用施設
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路
- (6) 通信施設
 - 町及び防災関係機関は、本節第4に定める情報収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。
 - 通信施設の整備計画は次のとおりである。
 - ア 町防災行政無線
 - イ その他の防災機関等の無線
- (7) その他の事業

第5 関係者との連携協力の確保に関する事項

- 1 資機材、人員等の配備手配
 - (1) 物資等の配備手配
 - 第2章第10節「防災施設等整備計画」、第3章第10節「県、市町村等応援協力計画」及び同章第17節「食料・生活必需品等供給計画」に定めるところによる。
 - (2) 人員等の配備手配
 - 第3章第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。
 - (3) 他機関に対する応援要請
 - ア 他の市町村への応援要請
 - 第3章第10節「県、市町村等応援協力計画」に定めるところによる。
 - イ 自衛隊の派遣要請
 - 第3章第11節「自衛隊応援養成計画」に定めるところによる。
 - ウ 消防及び警察関係機関との連携
 - 第3章第7節「公安警備計画」、同章第8節「消防活動計画」に定めるところによる。
 - (4) 町は、被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものについては、被災状況等に応じ災害対策本部が定める。
 - (5) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- 2 物資の備蓄・調達
 - (1) 町は、被害想定等を踏まえ、第3章第17章「食料・生活必需品等供給計画」に基づき、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達を計画的かつ継続的に行う。この際、ローリングストック法により備蓄品の管理を適切に行う。
 - (2) 物資の備蓄・調達に当たって留意する事項
 - ア 要配慮者のニーズや男女及びLGBT等のニーズの違い等に配慮する。
 - イ 積雪寒冷地の特性を踏まえ、積雪や凍結等により物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮する。

第6 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

- 1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等
 - (1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達
 - 後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等(以下「後発地震への注意を促す情報等」という。)の伝達に係る関係者の連絡体制は次のとおり。
 - ア 市町村内部及び関係機関相互間の伝達体制
 - 第3章第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。
 - イ 地域住民等並びに防災関係機関に関する伝達体制

第3章第4節「情報の収集・伝達計画」及び同章第5節「広聴広報計画」に定めるところによる。

ウ 情報伝達に当たって留意する事項

- (ア) 町職員の勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。
- (イ) 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行えるよう留意する。
- (ウ) 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的取るべき行動等を併せて示すこと等に配慮する。
- (エ) 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して行うよう努める。
- (オ) 外国人等の特に配慮を必要とするものに対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努める。

(2) 市町村の災害に関する会議等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項に定めるについては、第3章第1節「活動体制計画」に定めるところによる。

2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については第3章第2節「気象予報・警報等の伝達計画」及び同章第5節「広報広聴計画」に定めるところによる。

3 災害応急対策を取るべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

4 町のとるべき措置

- (1) 町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、町における日頃からの地震への備えを再確認するとともに施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

(2) 後発地震に対して注意する措置

- ア 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- イ 被案場所・避難経路の確認、家族等の安否確認手段の取決め、非常持ち出し品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- ウ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。
- エ 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持ち出し品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え。

第7 防災訓練に関する事項

1 訓練の重点

町は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよう努める。その際、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。実施する防災訓練の内容、方法等については、第2章第3節「防災訓練計画」に定めるところによる。

2 防災訓練の実施に当たって留意する事項

- (1) 積雪寒冷地の特性を踏まえた訓練や、県、防災関係機関、関係施設・事業車等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。
- (2) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及びLGBT等のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 想定される地震の影響が広範囲にわたることを配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。
- (4) 防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第8 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1 町職員等に対する教育

- (1) 町は、職員等に対する地震防災上果たすべき役割等に相応した教育については、第2章第1節「防災知識普及計画」に定めるところによるほか、次の事項を含めて実施する。
- (2) 職員等に対する教育に含める事項
 - ア 地震に関する一般的な知識
 - イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
 - ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - オ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - カ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - キ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要がある課題

2 地域住民等に対する教育・広報

- (1) 町は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報については、第2章第1節「防災知識普及計画」に定めるところによるほか、次の事項を含めて実施する。
- (2) 地域住民等に対する教育・広報に含める事項
 - ア 地震に関する一般的な知識
 - イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
 - ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - オ 正確な情報の入手方法
 - カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩落危険箇所等に関する知識
 - ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ケ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - サ 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品
- (3) 教育・広報の実施に当たって留意する事項
 - ア 地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種の商工団体、PTA、その他の

公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。

イ 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及びL G B T等のニーズの違い等、男女双方の視点に十分に配慮するよう努める。

ウ 推進地域内外の住民等が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。

エ 教育及び広報の実施にあたって、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容となるよう考慮する。

オ 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置するよう具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。

カ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したいするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。

第2節 火山災害対策計画

第1 基本方針

火山災害は、噴火に伴って発生する現象が多岐にわたり、長期化するおそれがあるほか、被害や影響が多方面にわたるといった特徴を有する。

町は、火山現象による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、情報収集、伝達体制等の整備を進めるとともに、住民等に対する防災知識の普及を図る。

第2 火山の概要

本町に影響を与える可能性のある火山は、岩手山、秋田駒ヶ岳である。岩手山は平成10年から地震等火山活動が活発化した。令和6年初め頃から地殻変動や地震活動がやや活発となり、火山性微動も観測された。衛星による解析で大地獄谷付近の膨張が考えられることから、10月に火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表された。

1 影響を受ける火山の状況

(1) 岩手山の状況

令和6年（2024年）2月頃から山体の深いところの膨張を示す地殻変動が観測され、黒倉山付近では5月頃から微小な火山性地震が増減を繰り返しながら引き続き観測されている。4月、8月、9月には火山性微動が観測された。さらに衛星を用いた解析結果で大地獄谷周辺に衛星に近づく変動が見られ、大地獄谷付近のごく浅いところの膨張を示していると考えられることから10月2日に火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表された。その後警報事項に変更はない。西岩手山（大地獄谷・黒倉山から姥倉山）の想定火口から概ね2kmの範囲に影響を及ぼす噴火が発生する恐れがある。

〔資料編 5-1-1 岩手山の活動状況〕

〔資料編 5-1-2 岩手山の噴火の歴史〕

(2) 秋田駒ヶ岳

玄武岩・安山岩の二重式成層火山。山頂部北東側の北部カルデラと南西側の南部カルデラが相接しており、カルデラ形成期の火砕流・降下火砕物が山麓や火山東方に分布する。今世紀初頭までは北部カルデラ内の硫黄沈殿物から硫気の上昇が認められていた。有史以後は、南部カルデラで水蒸気爆発しか知られていなかったが、昭和45～46年の噴火では同カルデラ内の女岳から溶岩流を流出し、小爆発をしきりに反復した。

2 予想される火山災害

(1) 岩手山の火山活動に伴い、予想される噴火規模及び現象は次のとおりである。（岩手山火山防災マップ（平成10年作成）による。）

ア 噴火規模・態様

区 分	態 様	規 模
西 岩 手	水蒸気噴火	約3,200年前の噴火と同程度（噴火量1,000万m ³ ）
東 岩 手	マグマ噴火	1686年の噴火と同程度（噴出量8,500万m ³ ）

イ 火山噴火の現象

区 分	降下火砕物 (火山灰)	噴 石	溶岩流	火砕流	火砕サージ	土石流	融雪型 火山泥流
西岩手	○	○	—	—	—	○	—
東岩手	○	○	○	○	○	○	○

- (注1) 火砕流とは、火山灰、れき、岩塊等が流動状態になって斜面を移動する現象の総称
 (注2) 火砕サージとは、火砕流の中で主として高温の火山ガスと細かい火山灰との混合体からなり、爆風のような運動をするもの
 (注3) 土石流とは、土砂や岩屑などが流動化し、高速度で流下する現象
 (注4) 融雪型火山泥流とは、高温の火山砕屑物の噴出物とその熱により大量の雪や氷が解けてできる泥流
 (2) 秋田駒ヶ岳山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。
 (秋田駒ヶ岳火山防災マップ（平成25年作成）による）

ア 噴火規模・態様

区分	態様	規模
北部カルデラ	マグマ噴火	過去約2,000年間の噴火の最大規模を参考に同程度 (噴出量1,400万m ³)
南部カルデラ	マグマ噴火	過去約2,000年間の噴火の最大規模を参考に同程度 (噴出量8,100万m ³)

イ 火山噴火の現象

区分	降下火砕物 (火山灰)	噴石	溶岩流	火砕流	火砕サージ	土石流	火山泥流
北部カルデラ	○	○	○	○	○	○	○
南部カルデラ	○	○	○	○	○	○	○

3 岩手山及び秋田駒ヶ岳のおもな火山災害・噴火等記録

活動年	岩手山	秋田駒ヶ岳
1686年 (貞享3年)	噴火(溶岩流・泥流等) 家屋破損	
1687年 (貞享4年)	噴火(噴石・噴煙) 群発地震	
1732年 (享保16～17年)	噴火(焼走り溶岩流)	
1890年～1891年 (明治23年～24年)		噴火(鳴動・噴石)
1919年 (大正8年)	大地獄谷で水蒸気爆発(降灰)	
1932年 (昭和7年)		水蒸気爆発(泥流・降灰・ガス)
1970年～1971年 (昭和45年～46年)		噴火(頻繁な爆発・溶岩流出)
1972年 (昭和47年)	白色噴煙	
1988年 (昭和63年)		南西山麓で地震群発
1995年 (平成7年)	低周波地震・微動	
1998年～ (平成10年以降)	地震活動活発化	
2007年 (平成19年)	噴火警戒レベル導入 レベル1(平常)	
2009年 (平成21年)		女岳の地熱域に拡大傾向 噴火警戒レベル導入 レベル1(平常)

第3 町の活動体制

1 本部の設置及び活動

町は、火山に関する予報・警報が発表になり被害発生のおそれがある場合は、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、第3章第1節「活動体制計画」の定めるところにより、紫波町災害警戒本部又は紫波町災害対策本部を設置し、関係機関の協力を得て応急活動を実施する。

2 情報収集、伝達体制の整備

(1) 火山に関する予報・警報・情報の収集

ア 町は、防災関係機関との連携を密にして、火山関連情報の収集に努める。

イ 仙台管区気象台（盛岡地方気象台）は、県内の火山について異状を認めた場合、又は他の機関から火山に関する情報を受け、異状と認めた場合は、火山に関する予報・警報・情報を発表（伝達）する。

ウ 仙台管区気象台は岩手山及び秋田駒ケ岳についての火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

(2) 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種 類	内 容
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。対象地域に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表 ・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。
降灰予報 (定時)	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表。発生18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報 (速報)	予想される降灰量分布（市町村単位）、小さな噴石の落下範囲等について、噴火後速やかに（5～10分程度）発表
降灰予報 (詳細)	予想される降灰範囲や降灰量（市町村単位）、降灰開始時間について、噴火後（20～30分程度）に発表

火山現象に関する情報等	仙台管区気象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。 - 火山の状況に関する解説情報 現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。 - 火山活動解説資料 写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。 - 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめ毎月上旬に発表する。 - 噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度、噴煙の流れる方向、噴火に伴って観測された火山現象等の情報を噴火後直ちに発表する。
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。噴火速報は、噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）や噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合、このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合に発表する。 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

(3) 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警報・噴火予報

対象範囲を付した警報の名称	対象範囲	噴火警報レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
		レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口から少し離れたところまでの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山にあることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

備考1 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

2 噴火警戒レベルの詳細は、火山ごとに作成される。

(4) 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名 称	対象範囲	キーワード	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域嚴重警 戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発 生、あるいは発生すると予想される。
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺 警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が 及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想 される。
	火口から少し 離れたところ までの火口周 辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入 った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発 生、あるいは発生すると予想される。
噴火予報	火口内等	活火山であるこ とに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰 の噴出等が見られる(この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ)。

(5) 岩手山の噴火警戒レベル(概要版)平成31年3月 岩手山火山防災協議会

対象範囲	レベル	説 明			
		火山活動の状況	過去の事例	住民の行動	登山・入山者
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	①1686年東岩手山山頂の噴火	危険な居住地域からの避難	登山口から登山・入山規制
	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	②1732年東岩手山山腹の噴火(焼走り溶岩噴出)	警戒が必要な居住地域での避難準備 (避難行動要支援者、特異地域**及び特別に被害が予想される区域***の避難)	
火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	③1919年西岩手山(大地獄谷)の水蒸気爆発 ④1998年4月29日短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生	通常の生活 (状況に応じて避難行動要支援者、特異地域**及び特別に被害が予想される区域***の高齢者等避難)	
火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	⑤1998年3月17日火山性地震が増加し地殻変動開始	通常の生活	
火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏	—		

* 「重大な影響」とは、この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶことを意味する。

** 「特異地域」とは、居住地域より火口に近い地域を指す。

*** 「特別に被害が予想される区域」とは、冬季の噴火において融雪型火山泥流が流下する危険のある滝沢市一本木地区砂込川沿いを指す。

(6) 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版）
令和5年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会

対象範囲	レベル	説 明		
		火山活動の状況	過去の事例	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	—	危険な居住地域からの避難等が必要
	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	—	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難準備等が必要 危険な地域への立入規制等
火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	火口付近から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	1970年女岳山頂からの噴火	住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等 状況に応じて特定地域の避難等、高齢者等の要配慮者の避難準備が必要
火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火の発生、あるいは発生がすると予測される	1932年の南部カルデラ内（石ポラ）での水蒸気爆発	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等 状況に応じて特定地域の避難等が必要
火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	—	状況に応じて火口内への立入規制等 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要

(7) 町及び関係機関等は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等並びに火山活動に関する異常現象について、迅速かつ確実に収集・伝達するシステムを構築するとともに、住民等への広報についても伝達体制の整備を図る。

(8) 町は、住民等が火山活動に関する異常現象を発見した場合には、発見者から町、県及び盛岡地方気象台等に迅速かつ的確に通報するよう、周知徹底する。

異常現象の内容	
ア 噴火現象	噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流、土石流、火山泥流等）及びこれに伴う降灰等
イ 噴火以外の異常現象	(ア) 火山地域での地震の群発 (イ) 火山地域での鳴動の発生 (ウ) 火山地域での顕著な地形変化（山崩れ、地割れ、土地の昇沈陥没等） (エ) 噴気、噴煙の顕著な異常現象（噴気孔・火孔の新生拡大、移動、噴気・噴煙の量、色、臭、温度、昇華物の異常変化） (オ) 火山地域での湧泉の顕著な異常変化（湧泉の新生、湧出量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等） (カ) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大、移動及びこれに伴う草木の立ち枯れ等

	(キ) 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化（量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発泡、温度の上昇等）
--	---

3 広 報

住民への広報は、第3章第5節「広報広聴計画」に定めるところによる。

第3節 原子力災害対策計画

第1 基本方針

原子力発電関連施設による放射線災害は、被ばくが五感に感じられないことや、災害に対処するための放射線に関する知識を必要とするなどの特殊性を有しているとともに、被害や影響が多方面にわたり、長期化するおそれがある。

町は、放射能汚染による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、情報収集及び応急対策その他必要な措置を講じるものとする。

第2 情報の収集・伝達体制の整備

町は、県、防災関係機関等と連携して、原子力防災に関する情報の収集及び伝達を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備する。

1 県との連携

町は、原子力災害に対し万全を期すため、県と連携を密にし、情報の収集・伝達体制の整備に努める。

その際、消防機関との連携も含め、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

2 事故・異常時の情報収集

町は、県を通じて国及び原子力防災専門官から事故・異常発生時の情報の入手に努める。

3 緊急時モニタリング

町は、県が実施するモニタリングに協力する。

4 住民への伝達

住民への伝達は、本編第3章第5節「広報広聴計画」に準じて行う。

第3 災害応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

第4 原子力災害に関する住民等に対する知識の普及と啓発

町は、県をはじめとした防災関係機関と協力して、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努めるとともに、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

また、防災知識の普及と啓発に際しては要配慮者に十分配慮し、地域における要配慮者支援体制の整備に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 原子力発電所の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策に関すること。

